

## 北朝鮮による日本人拉致問題の早期解決を求める意見書

平成14年の日朝首脳会談において、北朝鮮が初めて日本人の拉致を認めてから5人の被害者とその家族の帰国以外、全く事態は進展しておらず、北朝鮮の地で我が国からの救いの手を待っている被害者の苦しみと、日本の地で帰りを待つ家族の苦痛が今も続いている。

また、政府が認定している17人の拉致被害者以外にも、いわゆる特定失踪者を含め、北朝鮮による拉致の可能性を否定できない未認定被害者も多数存在していることは、政府も認めている事実である。

しかしながら、平成18年以降、国は首相を本部長とする対策本部を設置し、担当大臣を任命して被害者救出に取り組んでいるものの、現在も国家間の膠着状態が続いており、拉致問題解決のめどが全く立たない状況である。

このような状況の中、北朝鮮では昨年末に拉致問題の責任者である金正日総書記の死去により金正恩体制に移行した。このことは、拉致問題の解決に向けた好機と考えられるが、一方で、不測の事態が発生し、拉致被害者の帰国はおろか、安全さえ脅かされる懸念もあることから、それに備えた対策も早急に検討しなければならない。

拉致問題は主権侵害であり、かつ、許しがたい人権侵害であることは言うまでもない。

よって、国におかれては、この指導者交代の機を捉え、北朝鮮に対し我が国の姿勢を示し、全精力を傾けて全ての拉致被害者を早急に救出するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月2日

諫 早 市 議 会

諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門に向けた国の準備（公共測量実施）に抗議する決議

諫早市議会においては、本年3月に「諫早湾干拓事業の潮受堤防排水門の開門に向けた事前対策工事への着手に抗議する決議」を可決するとともに、5月11日には、開門方針の白紙撤回を求めた農林水産大臣等への要請活動を行うなど、これまで再三にわたり開門反対の意思を繰り返し訴えてきた。

このような要請等にもかかわらず、8月21日に、国は一方的に環境影響評価書を公表するなど、開門ありきの姿勢で手順を進めており、今回は、9月12日付で、開門準備のための測量実施に向け、測量法第14条に基づき、県・地元拒否を認めない公共測量として、常時排水ポンプ等の測量設計に係る基準点・水準点測量を実施する通知を長崎県に対し行った。

このような国の行為は、開門による影響・被害に対する万全な事前対策が示されず多くの課題を残したまま一方的に開門準備を進めようとする行為であり、長年、幾度となく大水害に見舞われ、多くの尊い生命と大切な財産を失う悲惨な経験をしてきた諫早市民にとっては、到底容認できるものではない。

よって、われわれ諫早市議会は、国の開門準備に向けた公共測量を即刻中止するよう強く求める。

以上、決議する。

平成24年9月21日

諫 早 市 議 会